

令和 3 年 5 月 11 日から
令和 3 年 5 月 11 日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 会 議 錄

於 標茶町役場 議場

令和3年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号 (5月11日)	
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告 第 3 号 専決処分した事件の承認について	6
報告 第 4 号 専決処分した事件の承認について	13
報告 第 5 号 専決処分した事件の承認について	14
報告 第 6 号 専決処分した事件の承認について	17
選任 第 1 号 常任委員会委員の選任について	18
選任 第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	19
議案 第 38 号 農業用機械の取得について	20
議案 第 39 号 工事請負契約の締結について	21
議案 第 40 号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	25
議案 第 41 号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	25
議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	29
請願 第 1 号 憇の家かや沼の改築改修に関する請願について	30
日程の追加	30
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	30
閉議の宣告	31
閉会の宣告	31

令和3年第3回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年5月11日（火曜日） 午前10時08分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告 第 3 号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告 第 4 号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告 第 5 号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告 第 6 号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 選任 第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 第 9 選任 第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 10 議案第38号 農業用機械の取得について
- 第 11 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第40号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第41号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 13 議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 請願 第 1 号 憇の家かや沼の改築改修に関する請願について
- 追 加 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1番 渡邊 定之 君	2番 類瀬 光信 君
3番 長尾 式宮 君	4番 松下 哲也 君
5番 熊谷 善行 君	6番 鈴木 裕美 君
8番 深見 迪 君	9番 本多 耕平 君
10番 黒沼 俊幸 君	11番 鴻池 智子 君
12番 後藤 熱君	13番 菊地 誠道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤 吉彦 君
副町長	牛崎 康人 君
総務課長	齊藤 正行 君

企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	齊藤昇一君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
育成牧場長	若松務君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから令和3年標茶町議会第3回臨時会を開会します。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時08分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・類瀬君、 3番・長尾君、 4番・松下君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由でありますが、法令の改正に伴う条例の改正が必要となり3月31日付で専決処分を行いました、標茶町税条例等の一部改正、標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。また、過疎法が期限を迎えることに伴い条例の改正が必要となり3月31日付で専決処分をいたしました、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部改正、標茶町工業等開発促進条例の一部改正についてそれぞれご報告申し上げ、

その承認をいただくとともに、財産の取得、工事請負契約の議案について、またコロナ対策として備品等の整備を目的とした一般会計、介護会計補正予算案についてご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和3年第2回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、標茶町防災行政無線デジタル化施設整備工事の工期延長につきましてご報告いたします。

この工事は、昨年の第2回定例議会また第5回臨時議会において契約締結並びに契約額の変更についてご審議・可決をいただき、本年6月末を工期として工事を進めてきたところであります。

この工事では戸別受信機の町内全戸配布とあわせて町有車両に搭載する無線機等も整備する予定ですが、その部品となる半導体の製造工場で大規模な火災が発生し、製造が停止される事案が発生しました。また半導体部品の代替工場を模索し、供給の可能性がある工場のめどがつきそうでしたが、その工場も火災の被害にあい、工期までの納品が間に合わないとの報告があり、その対応について検討してまいりました。

メーカーからの聞き取りによりますと、半導体工場の復旧を待たなくては、戸別受信機等の製造に取り掛かることができないとのことであり、今後の工場復旧の時期を勘案し、令和5年3月31日までの工期延長を行ったところであります。

今回の工期延長は火災によるというやむを得ないものであります、一刻でも早く納品あるいは工事が完了するよう受注者と協議を重ねておりますのでご理解をお願いいたします。

2点目は町立病院小児科の診療体制について、ご報告いたします。

町立病院の診療体制につきましては、3月の第1回定例会において行政報告をさせていただいたとおり、4月1日付で石岡 透医師が常勤医として着任され、外来診療のほか、予防接種業務にも積極的に取り組んでいただいておりました。

町立病院の小児科は平成10年に開設されましたが、機会あるごとに常勤医の派遣を要請してきたところであり、4月の石岡先生の着任で、本町の子育て支援の観点からも大いに期待していたところであります。

しかしながら、報道等すでにご存じかと思いますが、去る4月26日に急逝されました。石岡先生には、着任早々にもかかわらず、学校検診あるいはコロナワクチンの予防接種などの業務にもご理解をいただき、短い間のことではありましたが敬意と感謝を表すとともに、心からお悔やみを申し上げる次第であります。

この訃報を受け、4月26日からの小児科の休診を、みるメールあるいは広報折り込みなどで周知を図るとともに、旭川医科大学小児科学講座に対し、医師派遣の要請をしてき

たところであります。

緊急な要請にもかかわらず旭川医科大学小児科学講座からは、深いご理解をいただき、本日5月11日より週1日の派遣をいただくことになったところです。

今後とも町民の皆様の命と健康を守るとともに、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、また、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願ひいたします。

3点目は、新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年5月12日から65歳以上の高齢者向けワクチン接種が開始されることから経過についてご報告いたします。

5月12日から開始するワクチン接種は、本町に供給された初回分1箱、195バイアル975回分となっており、これは487人の2回接種分になります。

初回供給分につきましては、やすらぎ園やグループホームなどの高齢者施設入所者分を除いた、約300人分について4月28日にコールセンターでの予約を電話及びウェブサイトで開始いたしました。

予約開始とともに電話及びウェブサイト双方で繋がりにくい状況が続くとともに、予約開始後約3時間ですべての予約受付が終了する事態となり、接種を希望する高齢者の皆さんにご迷惑やご心配をおかけし、心からお詫び申し上げます。

原因といたしましては、ワクチンの2箱目以降の供給が不確定であったため、初回供給分の募集について約300人と全高齢者の1割程度しか設けられなかつたことに加え、予想をはるかに上回り、短時間に集中して電話回線が混みあつたことが要因との報告を委託業者から受けております。これらの解決策につきましては、委託先においてコールセンターの受付回線を30回線から50回線に増強し、ウェブサイトについても強化する対策を図ったとの報告を受けております。

次回の予約については、5月中旬をめどに660人分の募集を予定しており、1回目と2回目の合計で1,147人分、全高齢者の38.3%の接種を完了できる予定であります。

今後の本町へのワクチン供給見込ですが、6月末までに5,655回分、人数にして2,827人分のワクチンが供給される予定で、接種を希望する高齢者に十分な供給量となっています。

3回目以降の予約につきましては、1日でも早く高齢者への接種を終了させるために接種計画を現在再調整中であり予約の開始時期は未定でありますが、先ほども申し上げましたとおり65歳以上の高齢者に十分な量のワクチンは確保しております、高齢者の皆さんには慌てずに予約をいただくようお願いしたいと思っております。また、予約方法につきましても多くの町民の方からご意見をいただいており、新聞折込みや広報しべちゃによる周知に加え、予約が済んでいない対象世帯に直接予約開始日や接種日を案内する方法を加える予定であります。

今回、受付回線についてもフリーダイヤルの導入に向けた作業を進めておりますが、全国的に申し込みが殺到する状況で、回線切り替えに時間を要しているとのことであり、こちらについては、準備が整い次第、改めて予約電話番号の周知を図りたいと考えております。

ますのでご理解をお願いいたします。

いずれにいたしましても、高齢者を含め16歳以上のすべての町民が対象となる今回のワクチン接種について、町民が安心して接種できる環境を構築しながら事故のないよう対応してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君）　ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（菊地誠道君）　日程第4。報告第3号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇）　報告第3号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和3年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、個人町民税における申告書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止、土地の固定資産税の負担調整措置の特例措置の適用期間延長、軽自動車税の環境性能割の臨時の軽減期限の延長、軽自動車税の種別割の特例措置の期限の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長などであります。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。議案説明資料18ページ、報告第3号資料③をお開きください。

報告第3号資料③、第1条による改正

区分、町民税、改正項目「1. 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」で、関係条項は、条例第35条の3の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止することにより電子化の推進と手続の簡素化を図るもので、第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第52条の9第3項」を加えるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。適用は、改正後の第35条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に行う第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例によるとするものです。

区分、町民税、改正項目「2. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」で、関係条項は、条例第35条の3の3、改正内容は、改正項目1と同じ理由により、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止することにより電子化の推進と手続の簡素化を図るもので、第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。適用は、改正後の第35条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例によるとするものです。

区分、町民税、改正項目「3. 特別徴収税額」で関係条項は、条例第52条の8、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、次条において、退職所得申告書の規定の追加に合わせ、規定を整備するもので、第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。

区分、町民税、改正項目「4. 退職所得申告書」で関係条項は、条例第52条の9、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、退職所得手当等の支払いを受ける者に対する退職所得申告書の提出義務について定めたもののうち、電子化推進の観点から電子提出に係る規定を追加するもので、第52条の9に電子提出に係る規定の2項を加えるものです。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

施行につきましては、令和3年4月1日とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「5. 環境性能割の税率」で、関係条項は、条例第80条の4、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、関係法令において準用規定が追加されたことに伴うもので、第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加えるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。

区分、固定資産税、改正項目「6. 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」で、関係条項は、条例附則第10条の2第3項から第12項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、関係法令改正に伴い、項の移動及び削除をするもので項番号の改正のほか、ご覧のとおりの改正内容になります。

施行につきましては、令和3年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この号において「中小事業者等」という。）が取得をした同条第41項に規定する機械装置等（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとするものです。

区分、固定資産税、改正項目「7. 土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」で、関係条項は条例附則第11条、改正内容は、関係法令の改正により適用期限が延長されたことに伴い規定を整理するもので、見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。適用は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について

て適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以下、改正項目10まで施行日は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

区分、固定資産税、改正項目「8. 令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例」で、関係条項は、条例附則第11条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、3年間据え置くこととされている固定資産税の評価額について、地価の下落傾向がみられる場合には、据え置き年度において下落修正をした額を課税標準とすることができるとした現行の特例措置を3年間延長するもので、見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改めるとするものです。

区分、固定資産税、改正項目「9. 宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例」で、関係条項は、条例附則第12条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、現行の特例措置を3年間延長することに加え、令和3年度に限り、税額が増加する土地は前年度の税額に据え置くこととするもので、見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改めるとするものです。

区分、固定資産税、改正項目「10. 農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例」で関係条項は、条例附則第13条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目9と同様、現行の特例措置を3年間延長することに加え、令和3年度に限り、税額が増加する土地は前年度の税額に据え置くこととするもので、見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加えるとするものです。

区分、特別土地保有税、改正項目「11. 特別土地保有税の課税の特例」で関係条項は、条例附則第15条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。

区分、軽自動車税、改正項目「12. 軽自動車税の環境性能割の非課税」で関係条項は

条例附則第15条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目5と同様、関係法令において準用規定が追加されたこと及び臨時の軽減期限が半年間延長されたことによるものでとあります。ここは9か月間延長になります。申し訳ございません。議案説明資料23ページ、改正項目12、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正内容の中身で3行目なのですが、臨時の軽減期限が半年間延長とありますがここは9か月間延長に訂正させていただきます。申し訳ございません。臨時の軽減期限が9か月間延長されたことによるもので「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日。適用は、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるとするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「13. 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」で関係条項は、条例附則第15条の2の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、関係法令の改正により、規定が追加されたことに伴い規定を整理するもので、第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加えるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目12と同じです。

区分、軽自動車税、改正項目「14. 軽自動車税の種別割の税率の特例」で関係条項は、条例附則第16条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定する等、対象区分の重点化を行った上で特例の期限を2年間延長するもので、第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条の次に次の3項を加えるとするものです。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行につきましては、令和3年4月1日。適用は、新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「15. 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」で関係条項は、条例附則第16条の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、前条において規定が3項追加されたことに対応するもので、第1項中「第5項」を「第8項」に改めるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目14と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「16. 東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」で関係条項は条例附則第19条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改めるとするものです。

施行につきましては、令和3年4月1日とするものです。

区分、町民税、改正項目「17. 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」で、関係条項は、条例附則第23条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が期限に遅れた場合でも特例措置の対象となるよう適用期限を1年間延長するもので、附則第23条に次の1項を加えるとします。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とある

のは「令和4年」とする。

施行につきましては、改正項目16と同じになります。

続きまして、第2条による改正

区分、町民税、改正項目「18. 令和2年改正条例第3条」で関係条項は令和2年改正条例第3条、改正内容は、関係法令の改正に合わせて規定を整理するため、昨年9月定例会で改正した内容の一部をさらに改正、修正するもので、第3条のうち、標茶町税条例第47条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第49条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第51条の改正規定中「第51条第4項」を「第51条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

区分、附則、改正項目「19. 施行期日」、「20. 町民税に関する経過措置」、「21. 固定資産税に関する経過措置」、「22. 軽自動車税に関する経過措置」につきましては、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいまの税務課長からの報告の中で、議案のほうは正誤ないんですけれども、資料中、文言の誤りがありまして口頭にて修正をさせていただきました。会議規則で整理をすると、後ほど正誤表を出させてもらうということになります。ちょっとチェックが不十分で見逃していたというところでお詫びを申し上げたいと思います。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第4号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

この度の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行することとなったことに伴い、令和3年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、国において進められている行政手続きの簡素化を目的とした押印の廃止に基づくものであります。

議案書11ページをご覧願います。併せて議案説明資料29ページをご参照願います。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）です。

標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するというものです。

次ページをご覧ください。

標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

標茶町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年標茶町条例第92号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条第4項では、地方税法第432条の規定による審査を申し出る際の審査申出書には押印が必要とされておりましたが、この度の法改正で押印が廃止となったことにより同項を削除し、併せて削除によって発生する項ずれを改めるものです。条文に参ります。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

続きまして、第8条第5項では、固定資産評価審査委員会の審査手続きが定められており、その中の口頭審理に基づく口述書の押印について、法改正により廃止となったことによる改正でございます。条文に参ります。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で、報告第4号の内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないもの認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第5号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分であります。

この条例は本町の地域振興に資する民間事業活動等に対して、一般財団法人、地域総合整備財団、通称ふるさと財団の支援を得て、無利子で供給する資金の貸付けを行い、民間事業者の能力を活用しつつ、地域生活経済圏の形成を図ることを目的とするというものでございます。

この制度は旧過疎法においてその適用を受ける本町は、貸付額の特例が受けられ、その適用は令和3年3月31日までとなっていましたが、新過疎法の適用を受ける本町においては、引き続きその適用を受けることとなりましたので、その期日を規定するものであります。なお、条例の一部についても併せて改正をさせていただいております。議案書14ページをお開きください。また、議案説明資料30ページに新旧対照表がございますので、こ

ちらも併せてご覧ください。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。次のページをお開きください。

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町地域総合整備資金貸付条例（平成4年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条ですが、第1項第2号は参照法の条文及び事業者の表記を改め、第2条第1項は字句を改めるものです。

第3条第1項第2号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項」に「特定供給者」を「認定事業者」に改め、同条第2項第1号中「目的と」を「予定」に改めるものです。

第5条ですが、第3項中の適用条文の一部を削り、摘要内容について第1項に表記される順番に並び替えを行ったものであります。

第5条第3項中「及び第2項」を削り、「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、第1項中「35%」とあるのは「45%」とする。」を「35%」とあるのは「45%」と、「10億5,000万円」とあるのは、「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とする。」に改めるものです。

附則ですが

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行の日から令和13年3月31日までの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、「35%」とあるのは「45%」と、「10億5,000万円」とあるのは、「13億5,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「20億2,000万円」と読み替えるものとする。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 法改正に基づく条例の改正だと思うんですが、文言でもうちょっと詳しく説明していただきたいんですが、この特定供給者が認定事業者に変わったということは何がどう変わるということになるのでしょうか。それからずっと下の2番目の目的とする施設が予定する施設に変わったのはどこがどう変わることになるのか、この二つについて説明願います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

第3条ですけれども、この電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法でございますが、法律の条文は今回は何も変わっておりません。今回この条例を改正するのに見直したとき、この法律施行年と法律番号が抜けていたことと条文に誤りがあったものですから、第2条第5項に改めたものでございます。それと法律で、この条例では特定供給者となっておりますけど、この、ふるさと財団の貸付要項等にも記載されていますけれども、その中でも認定事業者となっており、この電気の調達に関する特別措置法第2条第5項の中でも特定供給者という記述はないもので、認定事業者ということになっておりますので、文言の修正をおこなったということでございます。

それと、第2項の目的と予定に改めるという部分を、このふるさと財団の貸付要項を見ますと、「目的と」という表記ではなく「予定」ということになっておりますので、これもこちらのほうを参照しておりますので、表記を改めたということでご理解いただきたいということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 確認だけです。議案書に附則の中で、経過措置となっておりますけれども、議案説明資料では特例措置ということで、これら辺のことはきちんとはつきりしていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 大変申し訳ありません、説明資料のほうに誤りがありました。特例措置ではなく、経過措置です。議案のほうは経過措置でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

◎報告第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第6号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第6号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分であります。

この条例は過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、本町に事業場、農林水産物等販売、もしくは旅館業を新設または増設するものに対し、固定資産税の課税免除を3年間行うというものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月31日に限時法としての期限を迎えることから、この標茶町工業等開発促進条例の効力も同日に失効すると規定していたところですが、新たに制定された、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、附則第4条第3項に旧過疎自立促進法の失効に伴う経過措置が規定され、旧過疎自立促進法第31条の規定は旧過疎自立促進法の失効後もなおその効力を有するとされ、令和3年3月31日までに新・増設されたものに対する課税免除は3年分が対象となることから、本条例に失効に伴う経過措置を規定するというものであります。

議案書18ページをお開きください。また、議案説明資料32ページに新旧対照表がございますので、そちらもあわせてご覧いただきたいと思います。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。次のページをお開きください。

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例

標茶町工業等開発促進条例（平成12年標茶町条例第38号）の一部を次のように改正する。

前段で説明したとおり、附則に失効に伴う経過措置を規定するものでございます。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(失効に伴う経過措置)

4 附則第2項の規定にかかわらず、同項に規定する条例の失効の日（以下、「失効日」という。）までに新設し、又は増設した事業場等については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。

附則でございますが、

この条例は、令和3年3月31日から施行するというものでございます。

以上で、報告第6号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は承認されました。

◎選任第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、総務経済委員会委員に、1番・渡邊君、4番・松下君、5番・熊谷君、9番・本多君、11番・鴻池君、13番・菊地。厚生文教委員会委員に、2番・類瀬君、3番・長尾君、6番・鈴木君、8番・深見君、10番・黒沼君、12番・後藤君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定い

たしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 32 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には、松下君、副委員長には鴻池君。厚生文教委員会委員長には深見君、副委員長には類瀬君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 39 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、2番・類瀬君、3番・長尾君、4番・松下君、8番・深見君、9番・本多君、11番・鴻池君、12番・後藤君。

以上の7名の諸君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前11時53分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長には、本多君、副委員長には類瀬君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第38号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、育成牧場における農業用作業機械の取得であります。

今回取得をする機械は、冬期間を中心とした預託牛への給餌用粗飼料確保のため、過去3年間の平均実績で1番草約250ヘクタール、2番牧草で440ヘクタール、合わせて690ヘクタール程度をロールベール方式での調製を行っており、個数にして約5,100個という数字を直営作業で収穫しております。

これまで、ロールベーラーを3台所有し、フルに2台を稼働させ、ときには3台全て稼働させながら調製作業を行っておりますが、3台のうち2台は平成18年式のもので、近年は故障が頻発している状況であります。今回、平成18年式1台の更新機として取得し、農作業の効率化を図るものであります。

以下内容について説明資料と併せてご説明いたします。議案21ページ、説明資料33ページ、34ページをご覧ください。

議案第38号 農業用機械の取得について

町は、下記の農業用機械を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

農業用機械の名称及び数量は、ロールベーラー1台です。規格及び形式はクーンV B 3165 O C Nです。取得価格は、655万6,000円です。取得の相手方は、住所、札幌市中央区北1条西13丁目4番地。氏名、日本ニューホランド株式会社、代表取締役 芝本政明です。資料へまいります。

資料33ページ資料①ですが、入札年月日は令和3年4月6日です。入札の参加業者名はヤンマー・アグリジャパン株式会社、日本ニュー・ホランド、株式会社日本クボタの3社で1回で落札となりました。納入期限は令和3年10月31日としております。備考といたしまして、予定価格737万円で実施しました。

34ページ資料②は、イメージ図、仕様であり、写真のトラクターの後ろ、けん引されているもの、黒の点線で囲ってあるものが、今回取得するロールベーラーのイメージ図であります。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

(何事かいう声あり)

○育成牧場長（若松 務君） 大変失礼いたしました。

資料の説明の中で、参加業者名を誤って説明してしまいました。参加業者名をもう一度説明させていただきます。

参加業者名は、ヤンマー・アグリジャパン株式会社、日本ニュー・ホланд株式会社、株式会社北海道クボタでございます。大変申し訳ございません。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第39号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下内容について、資料とあわせご説明いたします。議案22ページ、資料35ページをご覧ください。

議案第39号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町育成牧場バンカーサイロ建設工事です。契約金額は1億1,165万円です。契約方法は、指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町平和3丁目72番地。株式会社後藤組。代表取締役 遠藤 昭です。

資料へまいります。

工事概要は、バンカーサイロ10基及び構内舗装、面積5,730平方メートル。バンカーパネル延長432メートル。凍上抑制層、面積5,730平方メートル。下層路盤、面積5,900平方メートル。上層路盤、面積5,730平方メートル。表層、面積5,730平方メートルです。工事場所は上多和です。指名業者の状況ですが、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、明盛建設株式会社、新根開発株式会社、株式会社後藤組、株式会社藤原組の6社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は令和3年5月6日です。竣工予定日は令和3年9月10日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格1億1,557万7,000円で実施しました。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今般、このバンカーサイロの建設工事については、1億円を超える大きな事業であります。バンカーサイロについては、整備後、内容物をどのように確保するかということが非常に重要になりますので、整備後の利用見込について2点伺います。

いただいている資料を見ますと、令和3年の2番草以降、52ヘクタールの青田購入面積が増加しております。おそらく隣接地で営農されていた方が搾乳を中止しておりますので、そちらの圃場かと思いますが、そういったところとも今後の利用契約とまではいかなくとも、安定的に利用させていただけるというような協議をされているかどうかということ、これが1点です。

2点目は、この増加した52ヘクタールを除いた青田購入の面積、2番草については166

ヘクタールというのをみていいっているのですが、平成30年をピークと考えれば、その時点で296ヘクタールでしたから、ほぼ半減しているわけです。これは近隣の酪農家の規模拡大によるものなんですが、そういった部分で今後この増加した52ヘクタールの分以外で近隣でどのようにバンカーサイロの内容物を確保していこうという、そういったことを近隣の方々とどのようにお話ししているか、おおよそで結構ですので見込をお聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、牧草購入の部分の面積というのは社会情勢や牧場主の経営方針の転換又は気象条件などにより、かなり流動的な面積であると私も認識しておりますが、これまで牧場のほうに提供していただいた牧場主の方とできるだけ密に情報交換をして、今後とも預けていただいている畜主のご期待に応えられるよう、粗飼料の確保には努力をしていきたいと考えております。

牧草購入の中でこれからも提供していただける面積として、牧場主と話している部分と流動的な部分とちょっと分けますと、100ヘクタールほどは流動的な面積になるのかなと思っております。資料の中で100ヘクタールというのはバンカーサイロで4基分の量に相当してきます。資料にあります、令和5年度以降のバンカーサイロの調製見込量としては14基ほどの見込がたてられておりますので、もし社会情勢が変化して提供いただけなくなったとしても、10基程度の利用は見込めていると判断しておりますので、これからも粗飼料の確保にさらに努力をしていきたいと思っております。ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） ただいまの類瀬議員の質問とちょっと似るかもしれません、議案の38号でもロール主体の作業体系、さらには今回39号の中ではバンカーサイロの、飼料でいえばいわゆる刻みということになるわけですけれども、育成牧場の今後のスタイルとしてですね、飼料のやり方として刻みが主体になるのかあるいはロールでの飼料給与が主体となるのかお聞きしたいと思いますが。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

牧場の給与体系としては、刻みを使ったTMR、こちらのほうで基本的なエネルギーですとか体を作る栄養素を計算して給与しております、それ以外のおなかを満たすといいますか、牛を満足させる粗飼料としてロールベールを自由給与している体系となっております。この部分については、今のところ変更する考えはなく、このまま継続していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 面積の関係で、おおよそで結構です。1番草ではロールと刻みの

面積の比率どのくらいになるのか、2番草では所有面積でいいです。先ほど類瀬さんのはうは借地のこともお話をされていましたけれども、私は大規模の所有面積の中で結構ですけれども、1番草と2番草、さらにはロールと刻みの面積の比率、わかればざっとでいいです。お知らせ願います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

ロールベール調製では1番草で250ヘクタール。そしてスタッツの調製面積では多和団地で67ヘクタール、上オソベツ団地で80ヘクタールですので、あわせて147ヘクタールとなります。2番草につきましては、250ヘクタールがロールベール調製の面積となります。スタッツ調製につきましては88ヘクタールとなります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 今回、10基のバンカーサイロを作るということでは、今まで17本くらいのスタッツサイレージをつくっていたということからしては、1か所に固まって作るような形になると思います。そういうことで牧場の中の敷地というのがかなり整備されるような形になるかと思っております。どうしてもスタッツというのは野積みですから敷地面積も必要とする、そういう中ではかなり集約されてくるのかなという気はいたします。そこで、10本のバンカーサイロを作ると、当然刻みのサイレージを作るとかなりの排汁が出てくるんですよね。これが10本まとまって出てくるとその排汁の対策というかそのことについてはどのようにになっているのか、かなり環境的においだとかそういうことをきちんとやっていかないと、イメージとして悪循環になってしまないので、そこらへんの対策はどうになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

排汁の処理についてですけれども、バンカーサイロの中央部分に排水設備として、水分を導水する設備を設けていまして、その末端の部分に溜めができるようになりますを設置しまして、適時、吸い上げて畑のほうに還元するというそのような対応を考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

◎議案第40号ないし議案第41号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第40号、議案第41号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第2号）であります。

医療逼迫を理由に新型コロナウイルス感染拡大防止策として、蔓延防止等重点措置が大阪府など10都府県で実施され、7日には北海道、岐阜、三重県の追加、さらに東京都など4都府県に発出された緊急事態宣言は愛知、福岡県が追加されております。北海道においては蔓延防止等重点措置を受け、31日までの間、札幌市との不要不急の往来を控えるよう要請が出ており、依然として収束の様子を見せる状況にはございません。

また、9日には釧路総合振興局長並びに管内市町村長の連名による新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急メッセージが発出されております。このような中、本町においても新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりますが、各施設等においては引き続き、新型コロナウイルス感染の危険性を排除できないことから、それらに対応すべく空気清浄機等の購入を早期に行う経費と新型コロナウイルスの影響を受け、教育旅行の計画変更等に係る追加費用として、歳入歳出それぞれ1,764万6,000円を追加し、総額を121億5,467万8,000円としたいというものです。

歳出の主なものを申し上げますと、公共施設安心確保事業1,068万円、防災備蓄品購入事業49万1,000円、教育旅行追加費用等負担金106万9,000円を追加しております。他会計への繰出につきましては、介護保険特別会計へ公共施設安心確保事業分として540万6,000円を追加しております。

歳入につきましては、特定財源を見込み収支のバランスを図ったところであります。

以下内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,764万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,467万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表 岁入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 岁入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、内容といたしましては、一般会計の公共施設安心確保事業分からの繰入を財源としたやすらぎ園における新型コロナウイルス対策のための感染対策用の陰圧装置1基275万円、空気清浄機6基44万3,000円など備品及び消耗品の整備購入費用として、介護サービス事業勘定で、歳入歳出とも540万6,000円を増額し、総額を6億1,555万2,000円とするものであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,555万2,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にそって説明いたします。

8ページをご覧ください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明について終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、議案第40号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 地方創生臨時交付金、教育旅行を省けばほぼ予防のための予算に使われているわけです。1,764万円というのはこれで第3次で最後ですか。それからこの後、また臨時交付金が出てくるなんていう予定なんかは聞いていますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

国による第3次補正予算でございますが、前回補正予算第1号では経済対策中心に8,184万円を補正させていただいております。今回、1,764万6,000円でございますので合計すると9,948万6,000円となります。国の3次補正による本町の割当分につきましては総額で1億2,404万6,000円となっておりますので、差し引くと交付金の残金につきましては、2,456万円があと残っているというところでございます。

今後につきましては、町内情勢等々見据えた中で、何が1番、町民に対する施策としていいのかというのを内部でまた検討しながら、予算策定していかなければならないというふうに考えておりますが、議員ご指摘の国による交付金等の部分については、なんら一切、いまのところ情報等は入っておりません。先日、国の予備費5,000億円の支出を決めたというふうには出ておりますけれど、あれにつきましては都道府県に交付するお金ということで、市町村への交付は含まれておりませんので、今のところ国による交付金等が私たち市町村に交付されるという情報は何も入ってきておりません。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 残りの2,450万円、これは6月頃までに計画をたてる予定でいるんでしょうか。それとも町のほうで大体の方向性というのは考えていますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

私どもで次に何をやるという策を持っているかというと、今のところ考えている部分はございません。予算説明の冒頭でも申し上げましたけれども、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言等々されて、今まで道内も札幌市を中心にコロナの患者が多く発生していたわけなんですけれど、ここにきて釧路・根室管内それとオホーツクの方も患者が出てきているという状況になってですね、全道的に感染者が増えてきて飲食の制限についても全道的な部分でお願いするというような形になることも言われておりますので、このままでいくとやはり町中の経済に与える影響は大きなものが出てくるのかなというふうに考えています。今日、観光商工課長はここには出ておりませんけれども、町中の状況等調査した中ですね、必要なものがあれば隨時考えていきたいと思いますけれども、策がもうできているの

か、6月に補正あげる予定があるのかという部分については、今のところそのような状況にはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ次に、議案第41号、介護保険事業特別改会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正、介護サービス事業勘定、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） すみません、聞きもらしたので。空気清浄機はわかったんですけど消耗品はなんでしたっけ。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたします。

消耗品、131万円の主な内容ですけれども、まず抗原検査キット。現在職員が月に2回やっていますけれども、この分一応ワクチンが終わるまでという予定だったんですけれども、ショートの利用者あるいは園に入ってくる業者の方で利用者さんに直接触れる機会がある業者さんにもこの抗原キットをやってもらっていますので、それらを今回9セット購入する予定となっております。それとあと食器類、これも仮に園内で職員あるいは利用者さんに感染者が出た場合に地域の感染状況によっては、基本は入院なんですけれど、入院できないで施設内で継続して介護していかなければならないというそういう状況もありますので、そういうことに備えて食器類、バスタオルそういうものを今回整備させていただくという内容になってございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号は原案可決されました。

◎議員提案第1号

○議長（菊地誠道君）　日程第13。議員提案第1号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○12番（後藤　勲君）（登壇）　議員提案第1号、標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由並びに内容の説明をいたします。

議会広報、しべちゃ議会だよりは平成4年5月に創刊して以来、発行号数123号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。

本案は議会が町民に理解され、支持される活動を展開するためには議会情報の公開を積極的に進め、情報の共有化や透明性を高めることができます重要となってきていることから、その中心となる議会広報を発行してきた議会広報調査特別委員会を常任委員会として設置することを全議員の総意として提案いたします。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第1号　標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例

標茶町議会委員会条例（昭和37年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3）広報委員会　6人

議会広報誌の編集及び発行に関する事項、広報の調査及び研究に関する事項

附則として

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議員提案第1号、標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君）　本案の審議に入ります。

本案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎請願第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。請願第1号を議題といたします。

本案については、会議規則第90条第1項の規定により、総務経済委員会に付託をし、閉会中の継続審査といたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

先ほど設置されました、議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出

○議長（菊地誠道君） 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和3年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。
(午後 1時55分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

標 茶 町 議 会 議 長 菊 地 誠 道

署名議員 2番 類瀬 光信

署名議員 3番 長尾 式宮

署名議員 4番 松下 哲也